

1-2. 災害に備える

市では市民の皆様「災害の備え」として役立てるよう当ハンドブックを含む各種ハザードマップの作成や市のホームページにて「鎌倉市防災情報マップ」を公開しています。

また、災害対策として災害時の迅速な情報提供に係る整備、各種防災訓練の実施など、様々な防災に関する取り組みを行っています。

情報収集

各情報源から入手できる情報 **気** 気象情報 **川** 河川水位情報 **土** 土砂災害情報 **避** 避難情報

テレビ ラジオ	気川土避 テレビ ケーブルテレビ(J:COM湘南・鎌倉) ラジオ 鎌倉エフエム放送(82.8MHz) ※dボタンを押すと情報を確認できます。
メール (携帯電話など)	気川土避 鎌倉市防災・安全情報メール 登録必要 https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/sougoubousai/haishin0001.html 【登録方法】 左の二次元コードからサイトへアクセスし、画面の指示に従って登録を行ってください。
インターネット	気川土 鎌倉市防災情報マップ・各種ハザードマップ・タイムライン https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/sougoubousai/hazardmap.html 気川土避 鎌倉市ホームページ https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/ 気川土 気象庁ホームページ http://www.jma.go.jp/jma/index.html 川 国土交通省 川の防災情報 https://www.river.go.jp/ 気土 神奈川県土砂災害情報ポータル http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/
防災 行政用無線	気避 緊急時の避難情報や気象情報、災害情報等の迅速な発信を行います。 0467-43-4119 (補完対策:消防テレホンサービス) 防災行政用無線の放送内容を電話で確認できます。

防災行政用無線について

1. 防災行政用無線システム

屋外の拡声器から一斉(同時)に防災情報等の行政情報を伝えるシステム

2. 設置数量

市内151箇所に設置(屋外)

3. 防災行政用無線の放送対象

- 大雪・大雨・台風情報等の気象警報(発表・解除)
- 避難情報
警戒レベル3(高齢者等避難)、警戒レベル4(避難指示)等
- 地震・津波情報
- 全国瞬時警報システム(J-ALERT)による自動放送
- その他(必要に応じて放送)
 - 警察からの依頼による行方不明者の捜索
 - 光化学スモッグ注意報の発表・解除など
- 子供の見守りを兼ねた夕焼け小焼けを放送(試験放送を兼ねている)
夏季4月1日～9月30日午後5時・冬季10月1日～3月31日午後4時30分



防災行政用無線屋外子局

全国瞬時警報システム(J-ALERT)について

J-ALERTとは、人工衛星から瞬時に防災行政用無線システムに送信し、人的な作業に頼らず瞬時に緊急情報を伝える「全国瞬時警報システム」の通称です。

J-ALERTは、津波をはじめとする大規模災害や、武力攻撃事態が発生した際に、国民の保護のために必要な情報を通信衛星を利用して、瞬時に地方公共団体に伝達すると共に、地域衛星通信ネットワークに接続された防災行政用無線や有線放送電話を自動起動させ、サイレンや放送によって住民へ緊急情報を伝達するシステムです。

情報の種別	
1	弾道ミサイル情報
2	航空攻撃情報
3	ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
4	大規模テロ情報
5	緊急地震速報(震度5弱～)
6	大津波警報
7	津波警報
8	気象等の特別警報

その他取り組み

1) 各種防災訓練の実施

総合防災訓練、津波避難訓練、土砂災害避難訓練、帰宅困難者対応訓練、職員参集訓練、各地区ブロック訓練など



2) 既成宅地等防災工事資金助成制度

がけ崩れによる災害を防ぐために、①災害発生のおそれがある箇所の防災工事、②がけ崩れを誘発するおそれのある樹木の伐採などの工事をする方は、市から助成を受けられる可能性があります。ご利用されたい方は要件等があるので事前にご相談ください。



3) 急傾斜地事業の相談

急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、一定の基準に該当する場合は、法律に基づき、神奈川県が急傾斜地崩壊危険区域に指定のうえ、崩壊防止工事を行います。指定要望がある場合はご相談ください。

※「2)3)」に関する問合せ先:みどり公園課がけ地対策担当 TEL:0467-23-3000(代表)

コラム 防災活動、支援活動について

自主防災組織

大規模地震等大きな災害が起こると、広域にわたって同時に発生するため、行政だけでは対応できない状況を呈します。そこで、市民の皆さんがお互い協力しあい、救助や避難誘導等を行うことが被害拡大を防ぐうえで重要な役割を果たします。自主防災組織は「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを趣旨として活動しています。自主防災組織に参加し地域で防災活動に取り組みましょう。



避難行動要支援者への支援

災害が発生した際、高齢の方や障害のある方などの避難について可能な範囲での避難支援をするため、市では支援を必要とする方たちを対象とした「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

発災時における避難行動要支援者名簿の活用

- 避難のための情報伝達
- 避難行動要支援者の避難支援
- 避難行動要支援者の安否確認の実施